

# IV 市町村が行う取組の支援施策及び目標値

## 1 自立支援・重度化防止の取組の支援

### [現状と課題]

- 介護保険制度は、その創設から17年が経ち、介護サービス利用者は介護保険制度が創設された2000（平成12）年度の約3.5倍の30万人に達しており、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。
- 2025年には、いわゆる団塊の世代がすべて75歳以上となるほか、2040年には、本県の高齢者人口は、総人口の33.6%に達し、人口の高齢化は、今後さらに進展することが見込まれています。
- 2025年に向けて、大都市やその周辺都市、地方都市、中山間地域等、地域によって高齢化の状況及びそれに伴う介護需要も異なってくるが見込まれます。このため、高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態・要支援状態となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止といった介護保険制度の理念を踏まえ、保険者である市町村は、地域の実情に応じて、具体的な取組を進めることが重要です。
- 市町村においては、それぞれの地域が目指すべき方向性を明確化し、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが求められています。
- 2017（平成29）年の介護保険法改正により、全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組むことが制度化され、介護保険事業計画にも取組内容と目標を記載するとともに、目標に対する実績評価及び評価結果の公表を行うこととされました。PDCAサイクルを活用し、保険者機能を強化していくことが求められています。
- 市町村の人員体制やノウハウの蓄積等の状況は地域によって様々であることから、県が積極的かつ丁寧に支援していくことが必要です。

### [目指すべき方向性]

- 市町村が、それぞれの地域の実情に応じた自立支援・重度化防止の取組を進められるよう、県は、地域包括ケア「見える化」システム等のデータを活用した地域分析を行い、市町村と課題を共有し、解決のための取組を促すなどして、市町村の保険者としての機能強化を支援します。
- 市町村が行う介護予防事業の充実を図ります。
- 地域包括ケアを担う人材を育成します。

### 【参考指標】

#### 第1号被保険者のうち、要介護2以上の者の割合（単位：％）

2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
9.3	9.5	9.7	10.1	10.4

注 各年度9月末現在。

## < 1 > データを活用した地域分析支援

現在、要介護認定率や一人当たり介護費用、施設サービスと居宅サービスの割合などについては、地域差があります。高齢化の状況、地理的条件、独居等の家族構成など地域差を必然的に生じさせる要素もあり、それぞれの市町村が地域差の存在について多角的な分析を行い、その結果を踏まえて適切に対応していくことが求められています。市町村のこの取組を都道府県は支援していく必要があります。

### 施策の方向

- ◇ 地域包括ケア「見える化」システム等のデータを活用した地域分析を実施し、市町村の保険者機能の強化を支援します。

### ① データを活用した地域分析支援

地域分析は、認定率や介護給付費に関するデータ等に基づき、地域の現状の把握や将来に関する気付き、検証していくべきと考えられる仮説等を得ていくものです。その継続により、介護保険制度の適正な運営のみならず、地域特性を捉えた地域包括ケア体制の推進に寄与するものです。

県は、地域包括ケア「見える化」システム (<https://mieruka.mhlw.go.jp/>) のデータを活用し、地域分析を実施するとともに、結果を市町村と共有します。また、市町村が行う地域分析を支援します。

#### 【主要事業】

- ・ 地域包括ケア「見える化」システム等を活用した地域分析の実施（県）  
地域包括ケア「見える化」システム等のデータを活用し、地域分析を実施します。  
また、市町村が行う地域分析を支援します。  
市町村職員を対象とした研修を実施し、分析結果を市町村と共有します。

#### 【目標値】

市町村職員を対象とした地域分析に係る研修会の開催数 （単位：回）

2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
19	8	9	9	9

注 2019(令和元)年度は実績、2020(令和2)年度は実績見込み。

## < 2 > 自立支援・重度化防止の支援

高齢者が健康でいきいきした生活を送ることができるよう、生活機能の低下が疑われる状態になった場合、早期に状態の改善や重度化の防止を図っていくことが重要です。

### 施策の方向

- ◇ 市町村が行う自立支援・重度化防止の取組を支援します。

### ① 自立支援・重度化防止の支援

広域的な観点から自立支援・重度化防止の取組の推進に向けて人材の養成を行うとともに、地域支援事業及び介護予防サービスの効果的な実施が図られるよう、介護予防市町村支援委員会を開催するなど、市町村の支援を行います。

#### 【主要事業】

- ・ 介護予防市町村支援事業（県）（再掲：本掲はP88）
- ・ 介護・認知症未病改善プログラム事業（県）（再掲：本掲はP60）
- ・ 地域包括ケアシステム推進に係る伴走支援事業（県）（再掲：本掲はP88）
- ・ 高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施における通いの場への伴走支援事業（県）（再掲：本掲はP88）

#### 【目標値】

##### 介護予防市町村支援委員会（部会含む）の開催数（単位：回）

2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
4	3	3	3	4

注 2019(令和元)年度は実績、2020(令和2)年度は実績見込み。

##### 住民主体の通いの場等で活動するボランティア・専門職向け研修の修了者数（単位：人）

区分	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
初任者研修	—	—	150	150	150
リハビリテーション 専門職向け基礎研修	—	—	150	150	150

##### 住民主体の通いの場の参加者数（単位：人）

2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
101,091	102,200	103,000	103,600	104,300

注 2019(令和元)年度は実績、2020(令和2)年度は実績見込み。

## < 3 > 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組支援

関係機関や団体、ボランティアが連携を図りながら、高齢者自らも参加して、地域で包括的・継続的な支え合いを行うとともに、医療と介護の連携を強化し、心身の状態に即した適切なサービスの提供を切れ目なく行う、地域包括ケアシステムを構築することが必要です。

### 施策の方向

◇ ICT も活用し、地域包括ケアを担う人材を育成します。

#### ① 地域包括ケアを担う人材の育成

県は、地域包括支援センターが円滑に運営できるよう、県全体及び県保健福祉事務所等圏域単位で課題等の情報共有と検討を行う「地域包括ケア会議」の開催や、地域包括支援センター職員研修の実施などにより支援するとともに、地域における医療と介護等の連携ネットワークづくりを支援します。

#### 【主要事業】

- ・ 地域包括支援センター職員等養成研修（県・指定都市）（再掲：本掲は P29）  
地域包括支援センターの職員を対象に、業務を行う上で必要な知識・技能を習得するための研修を実施します。
- ・ 地域ケア多職種協働推進事業（県）（再掲：本掲は P29）  
県全体及び県保健福祉事務所等圏域単位で、多機関による「地域包括ケア会議」を開催し、地域包括ケアシステムの構築や医療と介護の連携について、広域的な課題の抽出やその対応策等の検討を行い、各市町村の地域包括ケアシステムの構築を支援します。  
また、市町村や地域包括支援センターヘリハビリテーション専門職や学識経験者等を派遣し、具体的な助言を行い、市町村等の地域ケア会議を支援するとともに、医療や介護の専門職を対象に、在宅療養者支援について、多職種協働を推進するための研修を実施します。
- ・ 生活支援コーディネーター養成研修（県）（再掲：本掲は P40）  
地域における生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、生活支援の担い手の養成やサービスの開発、関係者のネットワーク化などを行う生活支援コーディネーターを養成するための研修や、生活支援コーディネーター同士のネットワーク化や資質向上のためのフォローアップ研修、地域フォーラム等を実施します。
- ・ 在宅医療施策推進事業（県・民間）（再掲：本掲は P34）  
県内や地域の在宅医療に係る課題抽出等を行うとともに、県内の在宅医療従事者等の増加やスキルアップを目指し、訪問診療への同行研修や、座学研修を行います。また、医療従事者と介護従事者との連携強化等に対する支援を行います。

**【目標値】****地域包括支援センター職員等養成研修（現任者研修）の修了者数（単位：人）**

2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
223	180	200	200	200

注 2019(令和元)年度は実績、2020(令和2)年度は実績見込み。

**在宅医療に携わる看護職員の養成数（県内の訪問看護ステーションに従事する看護職員数）（単位：人）**

2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
3,450 (推計値)	3,661	3,911	4,161	4,411

注 2019(令和元)年度は推計値、2020(令和2)年度は実績見込み。

## 2 介護保険給付適正化の取組への支援

### [現状と課題]

- 介護保険制度は、その創設から20年が経ち、介護サービス利用者は介護保険制度が創設された2000（平成12）年度の約3.8倍の34.5万人に達しています。
- 質が高く必要なサービスを提供していくと同時に、財源と人材をより重点的・効率的に活用するしくみを構築することにより、制度の持続可能性を確保していくことが重要です。
- 介護（予防）給付を必要とする受給者が、真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するよう促す必要があります。
- 保険者である市町村は、発揮すべき保険者機能の一環として、自ら主体的・積極的に取り組む必要があります。

### [目指すべき方向性]

- 適正化事業の実施主体は保険者ですが、広域的視点から保険者を支援する県、介護給付適正化システムなどにより適正化事業の取組を支える神奈川県国民健康保険団体連合会の三者が、相互の主体性を尊重しつつ、現状認識を共有し、それぞれの特長を活かしながら必要な協力を行い、一体的に取り組むことができるよう十分に連携を図っていく必要があります。
- 県は、神奈川県国民健康保険団体連合会と連携、協力して、市町村が行うケアプラン点検等介護給付適正化の取組を支援します。

### ① 介護給付の適正化の推進

介護給付の適正化の基本は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことです。このような介護給付の適正化を図ることは、利用者に対して適切な介護サービスを確保しつつ、介護保険料の上昇を抑制することを通じて介護保険制度の信頼感を高めていくとともに、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

県は、神奈川県国民健康保険団体連合会（以下「県国保連」という。）との連携のもと、保険者である市町村が本来発揮すべき保険者機能の一環として行う取組に対して支援を行い、一層の介護給付の適正化を進めます。

### ○ 市町村（保険者）の取組（主要5事業）

区 分	主 な 施 策 内 容
① 要介護認定の適正化	指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請及び更新申請に係る認定調査の結果について、保険者による点検を実施します。
② ケアプランの点検	利用者の自立支援に資する適切なケアプランであるか等に着

	目して保険者がケアプランの点検を実施します。
③ 住宅改修等の点検	住宅改修について、保険者が請求者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等により施行状況の点検を行います。 また、保険者が福祉用具利用者に対する訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を確認します。
④ 縦覧点検・医療情報との突合	保険者が複数月にまたがる請求明細書の内容を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行います。 また、保険者が入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、二重請求の有無の確認を行います。
⑤ 介護給付費通知	利用者本人（又は家族）に対して、保険者がサービスの請求状況及び費用等について通知します。

なお、市町村は、地域支援事業の任意事業を活用した介護給付適正化に取り組みます。

## ○ 県の取組

県は、国の指針や市町村の取組目標等を参考に、市町村の介護給付適正化の取組を支援します。

また介護サービス事業者に対する指導・監査を実施（詳細はP105）するとともに、県、市町村及び県国保連と意見や情報を交換する連絡会議を開催して、より効果的・効率的に取組を進めていくための手法の検討や先進的な取組事例等を情報収集し共有化するなど、県国保連と連携し、保険者である市町村による介護給付適正化の取組を支援していきます。

## 介護給付適正化に向けた役割

区分	主 な 役 割
国	指針の策定、事業の実施に必要な情報やデータの提供、システムの改善、所要の財政措置及び制度の見直しの検討などの支援
県	計画の策定、指導・監査の実施及び保険者が実施する事業に対して地域の実情に応じた支援
市町村 (保険者)	地域の実情に応じた主要5事業（要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知）などの実施
県国保連	介護給付適正化システム（介護給付等の審査支払業務を通して得られる給付実績データを活用、加工することにより、不適切・不正の可能性のある請求を抽出するシステム）による保険者への情報提供や苦情処理業務などの実施

## 【目標値】

市町村職員を対象とした介護給付適正化に係る研修会の開催数 （単位：回）

2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
9	1※	9	9	9

注 2019(令和元)年度は実績、2020(令和2)年度は実績見込み。※コロナ禍による減

## 【主要事業】

### ・ 介護給付等費用適正化事業（市町村）

介護（予防）給付について真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証、介護保険制度の趣旨の徹底や良質な事業展開のために必要な情報の提供、介護サービス事業者間による連絡協議会の開催等により、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を実施します。

### ・ 介護給付適正化推進特別事業費国保連補助（県）

神奈川県国民健康保険団体連合会が行っている「縦覧点検・医療情報との突合」について補助を行い、国保連介護給付適正化システムを活用する等により、事業内容の拡充(事業実施月数、縦覧点検帳票の拡大等)を図るなど、効率的・効果的な事業を実施する保険者に対して支援を行います。

## 第3章 計画の推進体制

### 1 推進体制

#### (1) かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会

計画の改定に向けての検討及び計画に掲げた施策・事業の評価を行い、計画の効果的、効率的な推進を図ります。

[構成員] 県民、医療関係者、福祉関係者、有識者、市町村職員等

#### (2) 福祉 21 推進会議

庁内関係局で構成する本会議において、全庁的な視点から課題や取組について検討を行うとともに、関係局と連携しつつ、計画の総合的な推進を図ります。

[構成員] 副知事、関係局長

#### (3) 市町村介護保険・高齢者福祉主管課長会議

市町村の策定する「老人福祉計画・介護保険事業計画」の取組を支援するとともに、市町村における取組状況を踏まえながら「かながわ高齢者保健福祉計画」を推進します。

[構成員] 県関係課職員、保健福祉事務所職員、市町村職員

#### (4) 地区保健医療福祉推進会議

保健福祉事務所に設置する地区保健医療福祉推進会議において、施策の広域的連携等、必要な調整を図ります。

[構成員] 保健福祉事務所長、医療関係者、福祉関係者、市町村職員等

#### (5) 地域包括ケア会議

県全域及び保健福祉事務所等の圏域単位で、地域包括ケアシステムの構築や医療と介護の連携について、広域的な課題等の抽出やその対応策等の検討を行い、各市町村の地域包括ケアシステムの構築を支援します。

[構成員] 医療関係者、福祉関係者、有識者、市町村職員等

#### (6) 神奈川県認知症対策推進協議会

本県における認知症対策全般の推進について検討します。

[構成員] 医療関係者、福祉関係者、有識者、市町村職員等

### 2 計画の進行管理

計画を着実に推進するため、毎年度、計画に位置づけた施策・事業の実施状況及び達成状況について調査・分析を行うとともに、かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進等委員会において実績に関する評価を行い、評価結果をホームページで公表します。

また、評価結果を踏まえ、事業の改善等を行い、計画の効果的、効率的な推進を図るとともに、次期計画に生かしていきます。

### **3 新たな動きへの対応と社会福祉審議会等への報告**

国の施策動向など状況の変化を踏まえて、計画の施策を展開します。

その際、必要に応じ、福祉 21 推進会議等で調整を図るとともに、神奈川県社会福祉審議会等に報告し、意見をいただきながら進めるとともに、国に対して要望等を行っていきます。